

役員等の報酬等の支給の基準

(目的)

第1条 この規定は、学校法人大洲学園（以下「この法人」という。）の寄附行為第40条の規定に基づき、役員等の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等に対しては、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 役員（理事及び監事） 報酬
- (2) 評議員 報酬
- (3) 役員及び評議員 費用（交通費）
- (4) 役員及び評議員のうち、学校職員は対象外とする。

(報酬等の額の算定方法)

第3条 役員等に対する報酬及び費用の額については、次に示す額とし、理事会において決定する。

- (1) 報酬 別表第1に定める額
- (2) 費用(交通費) 別に定める費用弁償マニュアルに定める額

(報酬等の支給方法)

第4条 役員等に対する報酬等の支給の時期は、月ごとの支給とする。

- 2 報酬等は、振込により本人に支給する。
- 3 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第5条 この法人は、この規定をもって、私立学校法第48条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補足)

第6条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

(改廃)

第7条 この規定の改廃は、評議員会意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附則 この規定は、令和7年4月1日より施行する。

別表第1（役員等の報酬）

	日額
理事会・監事監査・評議員会への出席、協議	3,800円
上記の他、法人業務のための出席、協議	3,800円